

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-8))

施策目標名	医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する(施策中目標IV-1-8)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)に基づき、給付金請求のための提訴された訴訟について、迅速な訴訟手続きを行い、和解の可否について検討すること (施策小目標2)医薬品等の安全対策を推進すること (施策小目標3)医薬品等の品質確保の徹底を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)に基づき、フィブリノゲン製剤などの特定の製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染されたものと裁判において事実確認された、C型肝炎感染者又はその相続人に対し、症状に応じて給付金を支給します。 ○「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の最終提言等に基づき、国は、安全対策等の充実・強化を進めています。 ○薬事法(昭和35年法律第145号)により、国、都道府県等は、医薬品等の品質の確保の徹底を図るため、製造販売業者の品質管理の基準の遵守状況等を調査するほか、立入検査、不良品の回収指導等を行い、不良医薬品の製造及び流通の防止を図っています。							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医薬品安全対策等推進費:医薬品の安全対策等の推進に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	99,180	115,033	122,257	116,821	107,364	
		補正予算(b)	2,046,200	0	0	950,000	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,145,380	115,033	122,257	1,066,821	107,364	
	執行額(千円、d)	2,151,886	94,409	94,630	1,047,075			
執行率(%、d/(a+b+c))	100%	82%	77%	98%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日		・薬害肝炎の問題については、与野党合意の上、感染被害者の全員一律の救済を実現しました。さらに、再発防止に向けた医薬品行政の見直しと、医療費助成や医療健診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。				

測定指標	指標1 医薬品等副作用情報収集件数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	45,551	52,612	45,675	45,211	集計中	前年度以上	
	年度ごとの目標値	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—
	指標2 医療情報データベースの設置 病院数(今年度より実施)	基準値	実績値					目標値
		—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
—	—	—	—	—	—	—	10	
年度ごとの目標値	—	—	—	1	6	3	—	

参考資料の情報	○ 薬事法(昭和35年法律第145号) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=577
	○ 薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会「最終提言」 URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/s0428-8.html
	○ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html
	○ 指標1は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の調べによる(請求の取下げも含む)。なお、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年7月に確定値等を公表の予定。【参考】独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(平成21年度業務報告)URL: http://www.pmda.go.jp/guide/outline/report/report_21.html

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	安全対策課長 俵木登美子	報告書作成日	
-------	-------	--------	--------------	--------	--

(注) 政策小目標1については、医薬品副作用被害対策室長 横幕章人
(注) 政策小目標3については、監視指導・麻薬対策室 國枝卓

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-9))

施策目標名	医薬品の適正使用を推進する(施策中目標IV-1-9)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)薬局機能を強化し、医薬分業を推進するとともに医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること (施策小目標2)薬剤師研修を充実すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医薬品の適正使用を推進するべく、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成事業を実施しています。							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医薬品適正使用推進費: 医薬品の適正使用の推進に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	263,618	328,837	207,321	150,321	58,814	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	263,618	328,837	207,321	150,321	58,814	
	執行額(千円、d)	185,147	249,961	203,063	150,321			
執行率(%、d/(a+b+c))	70%	76%	98%	100%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 医薬分業率(全国・地域別) (前年度以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	55.8%	57.2%	59.1%	60.7%	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	-	54.1%	55.8%	57.2%	59.1%	60.7%	-
	指標2 研修・講習会等受講者数の前年度比(各事業の前年度比の平均)(100%以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	-	100%	158%	113%	48%	74%	-	
年度ごとの目標値	-	-	166人	262人	296人	142人	-	

参考資料の情報	○薬局ヒヤリ・ハット事例収集事業・分析事業 URL: http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/
---------	---

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	総務課長 中垣 英明	報告書作成日	
-------	-------	--------	------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-10))

施策目標名	安全な血液製剤を安定的に供給する(施策中目標IV-1-10)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施、②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置、③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護を行うこととされています。</p> <p>○平成23年度の献血の推進に関する計画(平成23年厚生労働省告示第64号)により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定しています。</p> <p>○平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成23年厚生労働省告示第63号)により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定しています。</p>							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)血液製剤対策費:血液製剤対策に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	274,267	269,463	266,103	226,280	176,498	
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	274,267	269,463	266,103	226,280	176,498	
	執行額(千円、d)	266,103	269,463	266,103	226,280			
	執行率(%、d/(a+b+c))	97%	100%	100%	100%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上 【単位:万リットル】	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	186	190	200	208	190	186
	年度ごとの目標値		176	174	177	181	182	

参考資料の情報	<p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31HO160.html</p> <p>○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成20年厚生労働省告示第326号)http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/4b.html</p> <p>○平成23年度の献血の推進に関する計画(平成23年厚生労働省告示第64号)</p> <p>○平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画について(平成23年厚生労働省告示第63号)</p>
----------------	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 三宅智	報告書作成日	平成23年6月
--------------	-------	---------------	------------	---------------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-2-1))

施策目標名	全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む																																														
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること (施策小目標2) 保険者の適用・徴収・給付適正化に向けた事務を適切かつ効率的なものとする (施策小目標3) 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること																																														
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○健康保険法(大正11年法律第70号)により、 ・国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。 ・上記のほか、全国健康保険協会の保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に対して、平成21年度までは13%等の補助を行い、平成22年度から平成24年度までは、全国健康保険協会の財政危機に対応して、これらに対して16.4%の補助を行うこととされています。 ○国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、 ・国は、市町村に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の34%を負担するとともに、国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して当該合計額の全体の9%相当の調整交付金を交付することとされています。 ・国は、国保組合に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の13~32%を補助するとともに、組合の財政力等を勘案して補助を増額することができます。 ○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)により、 ・国は、後期高齢者医療広域連合に対し、保険給付に要する費用の額の約25%を負担するとともに、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して当該合計額の全体の8%相当の調整交付金を交付することとされています。 これらによって、安定的・効率的な医療保険制度の運営を図っています。																																														
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医療保険給付諸費: 医療保険給付に必要な経費(全部) 医療保険制度の適切な運営に必要な経費(全部) 医療保険制度の推進に必要な経費(全部) (項) 保険医療機関等指導監督実施費: 保険医療機関等に対する指導及び監督等に必要な経費(全部)																																														
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況(千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>—</td> <td>6,999,187,747</td> <td>7,787,567,125</td> <td>8,157,864,553</td> <td>8,457,719,940</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>—</td> <td>531,357,157</td> <td>460,938,188</td> <td>287,690,120</td> <td>86,444,936</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>4,308,168</td> <td>4,128,712</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>—</td> <td>7,530,544,904</td> <td>8,252,814,481</td> <td>8,449,683,385</td> <td>8,554,164,876</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>—</td> <td>7,522,719,130</td> <td>8,242,311,907</td> <td>8,446,885,831</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>—</td> <td>99.89%</td> <td>99.87%</td> <td>99.96%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	6,999,187,747	7,787,567,125	8,157,864,553	8,457,719,940	補正予算(b)	—	531,357,157	460,938,188	287,690,120	86,444,936	繰越し等(c)	—	0	4,308,168	4,128,712	0	合計(a+b+c)	—	7,530,544,904	8,252,814,481	8,449,683,385	8,554,164,876	執行額(千円、d)	—	7,522,719,130	8,242,311,907	8,446,885,831			執行率(%、d/(a+b+c))	—	99.89%	99.87%	99.96%		
区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																									
予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	6,999,187,747	7,787,567,125	8,157,864,553	8,457,719,940																																									
	補正予算(b)	—	531,357,157	460,938,188	287,690,120	86,444,936																																									
	繰越し等(c)	—	0	4,308,168	4,128,712	0																																									
	合計(a+b+c)	—	7,530,544,904	8,252,814,481	8,449,683,385	8,554,164,876																																									
執行額(千円、d)	—	7,522,719,130	8,242,311,907	8,446,885,831																																											
執行率(%、d/(a+b+c))	—	99.89%	99.87%	99.96%																																											
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(概要・記載箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																											
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																													

測定指標	指標1 各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	健康保険組合(経常収支)		32.6%	44.8%	68.9%	80.4%	集計中	前年度以下
	市町村国保		52.3%	71.1%	45.4%	53.1%	集計中	前年度以下
	国保組合		43.6%	52.7%	18.2%	38.1%	集計中	前年度以下
	後期高齢者医療広域連合		—	—	0%	14.9%	集計中	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字
	年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合を除く)		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合)				財政運営期間(20・21年度)の総収支差が黒字	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字		
	指標2 各医療保険制度の経常収支【単位:億円】	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	健康保険組合		2,372	600	▲3,189	▲5,235	集計中	収支の均衡を保つ
	市町村国保		1368	422	93	66	集計中	収支の均衡を保つ
	国保組合		771	698	239	▲50	集計中	収支の均衡を保つ
	後期高齢者医療広域連合		—	—	3,007	717	集計中	財政運営期間(22・23年度)を通して均衡を保つ
全国健康保険協会		1,177	▲1,390	▲2,290	▲4,893	集計中	収支の均衡を保つ	
年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合を除く)		収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ		
年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合)				財政運営期間(20・21年度)を通して均衡を保つ	財政運営期間(22・23年度)を通して均衡を保つ			

参考資料の情報

- ・ 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成21年度の数値は決算見込み値であり、平成23年9月頃確定値を公表予定です。また、平成22年度の数値は現在集計中であり、平成23年9月頃公表予定です。
【参考】健康保険組合連合会ホームページ
<http://www.kenporen.com/include/press/2010/20100910172618-0.pdf>
- ・ 市町村国保・国保組合については、国民健康事業年報による。平成22年度の数値については、平成24年2月頃に速報値、幣制24年5月頃に確定値を公表予定です。
【参考】厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/seido/kokumin_nenpo.html
- ・ 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成22年度の数値については、平成24年2月頃に速報値、平成24年5月頃に確定値を公表予定である。
【参考】厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/seido/kouki_houkoku/h21.html
- ・ 全国健康保険協会については、
 - ① 平成19年度以前は、旧政管健保の数値であり
 - ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の収支であり
 - ③ 平成22年度の数値は、現在集計中です。
- ・ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html (左記の243～287・638)

担当部局名	保険局総務課	作成責任者名	総務課長 武田 俊彦	報告書作成日	平成23年7月4日
-------	--------	--------	------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-2-2))

施策目標名	生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図る							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病予防の観点から内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施を医療保険者に義務付け、中長期的な観点から医療費の適正化を推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療費適正化推進費:特定健診・保健指導に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	52,661,738	44,833,466	29,304,848	24,497,886	
		補正予算(b)	-	-15,246,085	-24,859,539	-6,810,515		
		繰越し等(c)	-	0	0	0		
		合計(a+b+c)	-	37,415,653	19,973,927	22,494,333	24,497,886	
	執行額(千円、d)	-	15,124,210	18,931,058	21,864,377			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	40.4%	94.8%	97.2%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の数(人)	基準値	実績値				目標値
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	5,418,272	—	—	5,418,272	5,764,967 (速報値)	—	平成20年度と比べて10%以上減少
	年度ごとの目標値		—	—	前年度以下	前年度以下	前年度以下

参考資料の情報	<p>・測定指標の出典は以下のとおり 平成20年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/info03n.html 平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(速報値)について URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/dl/info02a_1.pdf</p> <p>・全国医療費適正化計画の進捗状況に関する評価(中間評価)において、特定健康診査・特定保健指導の取組について評価を行っている。 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/pdf/shinchoku_keikaku.pdf</p>
---------	--

担当部局名	保険局総務課医療費適正化対策推進室	作成責任者名	城 克文 室長	報告書作成日	平成23年7月4日
-------	-------------------	--------	---------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-1))

施策目標名	適正な移植医療を推進する(施策中目標IV-3-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 ※小目標の設定なし。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>① 臓器移植対策について 臓器移植については、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。)により、脳死した者の身体からの眼球(角膜)、心臓、肺、肝臓及び腎臓などの移植が制度化されています。 この法律においては、国及び地方公共団体の責務として、移植医療について国民の理解を深めるために必要な施策を講ずることが規定されています。</p> <p>② 骨髄移植及び末梢血幹細胞移植対策について 骨髄移植等対策については、平成3年12月から国(厚生労働省)の主導の下、(財)骨髄移植推進財団が主体となり、日本赤十字社、地方公共団体(都道府県、保健所設置市、特別区)の協力を得て、骨髄バンク事業を実施しています。 また、「非血縁者間骨髄移植等の実施に関する指針」(平成22年健発0907第9号)により、骨髄バンク事業の基本的な考え方や手続きの流れ等について規定するとともに、関係者の役割について明確化しています。</p>							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)……移植医療推進費:移植医療推進事業に必要な経費(一部) :移植医療の推進に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独自の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,729,000	1,740,000	1,675,000	1,979,000	1,891,000	調整中
		補正予算(b)	0	0	0	-24,945	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	1,729,000	1,740,000	1,675,000	1,954,055	1,891,000	/
	執行額(千円、d)	1,729,000	1,737,000	1,669,000	1,933,000	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	100.0	99.8	99.6	98.9	/	/		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 臓器提供意思表示システム登録者数	基準値	実績値					目標値
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		23,987	4,968	14,095	21,426	23,987	40,803	40,803
	年度ごとの目標値	/	-	4,968	14,095	21,426	23,987	/
	指標2 骨髄バンクドナー登録者数	基準値	実績値					目標値
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
357,378		276,847	306,397	335,052	357,378	380,457	380,457	
年度ごとの目標値	/	242,858	276,847	306,397	335,052	357,378	/	

参考資料の情報	<p>○ 関連法令 ・ 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%91%9f%8a%ed%82%cc%88%da%90%41&EFSNO=420&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=13 ・ 非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針(平成22年健発0907第9号)</p> <p>○ 移植希望登録者数((社)日本臓器移植ネットワーク) http://www.jotnw.or.jp/datafile/index.html</p> <p>○ 骨髄移植ドナー登録者数及び非血縁者間骨髄移植実施数((財)骨髄移植推進財団) http://www.jmdp.or.jp/data/</p> <p>○ 厚生科学審議会疾病対策分科会臓器移植委員会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f2q.html#shingi34</p>						
---------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	健康局疾病対策課臓器移植対策室	作成責任者名	臓器移植対策室長 辺見 聡	報告書作成日
-------	-----------------	--------	------------------	--------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-3))

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策中目標IV-3-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)被爆者の健康の保持・増進を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) 原子爆弾の放射能による健康不安を抱える被爆者健康手帳所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を受けることができる。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)原爆被爆者等援護対策費:原爆被爆者の援護対策事業に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	3,006,026	2,926,756	2,901,607	2,841,679	2,793,734	調整中
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,006,026	2,926,756	2,901,607	2,841,679	2,793,734	調整中
	執行額(千円、d)	2,934,168	2,923,595	2,880,500	2,664,868			
執行率(%、d/(a+b+c))	97.61%	99.89%	99.27%	93.78%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 被爆者健康診断受診率	基準値	実績値					目標値
		前年度同程度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	年度ごとの目標値		78.5%	77.0%	76.2%	74.3%	71.5%	71.5%

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます。) http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=384
	関連事業の行政事業レビューシート http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/185a.pdf

担当部局名	健康局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 岡山 健二	報告書作成日	
-------	-------------	--------	--------------	--------	--

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%b4%90%f5%8f%7%82%cc%97%5c%96%68&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10HO114&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p> <p>予防接種法 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%5c%96%68%90%da%8e%ed&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S23HO068&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p>
---------	--

担当部局名	健康局	作成責任者名	結核感染症課長 亀井美登里	報告書作成日	
-------	-----	--------	------------------	--------	--

(注)肝炎対策関連については、健康局疾病対策課肝炎対策推進室長 神ノ田昌博

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-5))

施策目標名	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること。(施策中目標IV-3-5)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 国家買い上げ及び備蓄を実施すること (施策小目標2) ワクチンの需給安定化を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	希少疾病ワクチン・抗毒素は、極めて市場性に乏しいものであるため、国民の保健衛生上の観点及び緊急治療用として国が買い上げを行い(国家買上)、一定量の備蓄を行い(国家備蓄)、都道府県からの申請に基づく需要量を供給しています。							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 重要医薬品供給確保対策費: 重要医薬品の供給確保に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	44,067	47,351	58,748	58,843	58,843	
		補正予算(b)	-	-	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	
		合計(a+b+c)	44,067	47,351	58,748	58,843	58,843	
	執行額(千円、d)	42,058	44,705	57,744	58,275			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.4%	94.4%	98.3%	99.0%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
	/		/			/		

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	希少疾病ワクチン・抗毒素の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合(単位:%) (100%以上/毎年度) 年度ごとの目標値	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		-	100%	100%	100%	100%	100%	-
	指標2	基準値	実績値					目標値
	インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合(単位:%) 年度ごとの目標値	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	134.1%	113.0%	110.0%	-	118.7%	100.0%
		-	100%	100%	100%	-	100%	-
	【指標1参考統計】	実績値						
	希少疾病ワクチン・抗毒素等の購入計画に占める実際の購入量の割合(%)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
100%		100%	100%	100%	100%	100%	-	
【指標2参考統計】	実績値							
インフルエンザワクチン需要検討会開催(年1回/毎年度)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	1	1	1	1	-	1	-	

参考資料の情報	<p>※指標2の平成21年度は、ワクチン製造業者は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンを製造する必要があったことから、通常のインフルエンザワクチンの供給は前年度実績の約8割程度となる見込みであり、当初から供給量が決まっていたため、需要予測を実施しなかった。また、指標2参考統計の平成21年度においても、同様の理由から当初から供給量が決まっていたため、本検討会を開催しなかった。</p> <p>インフルエンザワクチン需要検討会会議資料 URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#iyaku</p>						
---------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 三宅智	報告書作成日	平成23年6月〇日
-------	-------	--------	------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-6))

施策目標名	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する(施策中目標IV-3-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○地域保健法(昭和22年法律101号) 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的扶助を与えることに努めなければならない。</p> <p>3 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>○地域保健法施行令(昭和23年政令77号) 第5条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第5条第1項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。</p>							
予算書との関係 ・関連税制								
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,137	1,139	1,139	1,127	1,127	調整中
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,137	1,139	1,139	1,127	1,127	調整中
	執行額(千円、d)	1,137	1,139	1,139	1,127			
執行率(%、d/(a+b+c))	100	100	100	100				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 市町村保健師数	基準値	実績値					目標値
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		20,839	20,082	20,087	20,462	20,707	集計中	対前年度以上
	年度ごとの目標値		対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	
	【参考】指標2 保健師未設置又は一人配置市町村数	実績値						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
		47	51	45	40	29	集計中	—
【参考】指標3 保健師等における専門職の人数	実績値							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—	
	57,170	54,315	54,748	54,002	54,476	集計中	—	

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/search1.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/search1.html</p>
---------	---

担当部局名	健康局総務課保健指導室	作成責任者名	保健指導室長 勝又 浜子	報告書作成日	H23.6.30
-------	-------------	--------	--------------	--------	----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-7))

施策目標名	健康づくりを推進する(施策中目標 IV-3-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)健康づくり対策(栄養・食生活)を推進すること (施策小目標2)健康づくり対策(身体活動・運動)を推進すること (施策小目標3)健康づくり対策(たばこ)を推進すること (施策小目標4)がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)の推進について」(平成12年3月31日付け厚生省発健医第115号厚生事務次官通知)において、健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度を目途とした具体的な目標等を提示し、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促しています。 ○健康増進法(平成14年法律第103号)により、 ・国は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定める。 ・都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策についての基本的な計画を定める。 とされています。 ○がんによる死亡者の減少を図るため、がん対策基本法(平成18年法律第98号)及び同法に基づく「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定)等により、がん対策を総合的かつ計画的に推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)健康増進対策費:健康増進対策に必要な経費(一部) 健康増進に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,897,480	3,240,893	5,644,730	3,569,803	3,578,690	-
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	-
		合計(a+b+c)	1,897,480	3,240,893	5,644,730	3,569,803	3,578,690	-
	執行額(千円、d)	1,545,646	2,654,367	3,930,709	3,561,918	-	-	-
執行率(%、d/(a+b+c))	81.46	81.90	69.64	99.78	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者割合の減少率(40~74歳)【20年度比】	基準値	実績値					目標値
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年
		18.1	—	—	18.1	19.3	—	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	指標2 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予備群割合の減少率(40~74歳)【20年度比】	基準値	実績値					目標値
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年
		14.9	—	—	14.9	14.2	—	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	指標3 糖尿病有病者数	基準値	実績値					目標値
		19年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年
		890	—	890	—	—	—	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	指標4 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少	基準値	実績値					目標値
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	27年度
		92.4	90.0	88.5	87.2	84.4	—	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) 健康増進法URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8c%92%8d%4e%91%9d%90%69%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GEO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H14HO103&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p> <p>健康日本21 URL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/ 「健康日本21」中間評価報告書 URL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/ugoki/kaigi/pdf/0704hyouka_tyukan.pdf</p> <p>指標4:厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成22年度の数字は現在集計中であり、平成23年9月頃に公表予定。 【参考】国立がんセンターがん対策情報センターHPhttp://www.ncc.go.jp/jp/cis/index.html</p>
---------	---

担当部局名	健康局生活習慣病対策室	作成責任者名	総務課生活習慣病対策室長 野田広	報告書作成日	
-------	-------------	--------	------------------	--------	--

(注)がん関連については、健康局総務課がん対策推進室長 鈴木健彦

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-8))

施策目標名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること(施策中目標 IV-3-8)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)健康危機管理体制を整備すること (施策小目標2)地域における健康危機管理体制の整備を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○目的 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的としています。 ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)健康危機管理推進費:健康危機管理の推進に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	76,108	58,201	58,087	47,711	45,595	/
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	76,108	58,201	58,087	47,711	45,595	/
	執行額(千円、d)	64,525	55,445	50,995	39,853	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	85%	95%	88%	84%	/	/		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	特になし。							

測定指標	指標1:健康危機管理調整会議の定期開催件数(月2回/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	24	24	23	24	23	24
	年度ごとの目標値	24						
	指標2:健康危機管理保健所長等研修会議(前年度以上/各年度)	基準値	実績値					目標値
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-		87	66	34	37	89	前年度以上	
年度ごとの目標値	前年度以上							

参考資料の情報	・厚生労働省健康危機管理基本方針 ・厚生労働省健康危機管理調整会議に係る訓令						
---------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	健康危機管理対策室長 佐々木祐介	報告書作成日	
-------	-----------	--------	---------------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-4-1))

施策目標名	食品等の安全性を確保する(施策中目標Ⅳ-4-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること (施策小目標2)食品等に関する規格基準の設定を推進すること (施策小目標3)健康食品の安全対策を推進すること (施策小目標4)リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としています。 平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置された。厚生労働省はリスク管理機関として、食品等の規格基準の策定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところです。 なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施します。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)食品等安全確保対策費 (項)輸入食品検査業務実施費</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	11,085,137	4,474,061	4,636,753	4,198,335	3,427,265	/
		補正予算(b)	-7,742	762,023	0	-31,012	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	-44,256	0	/
		合計(a+b+c)	11,077,395	5,236,084	4,636,753	4,123,067	3,427,265	/
	執行額(千円、d)		11,077,395	5,102,606	3,983,402	3,810,743	/	/
執行率(%、d/(a+b+c))		100%	97%	86%	92%	/	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指標1 大規模食中毒の発生件数	—						3.6(過去5年の発生件数の平均)以下
	—	6	5	1	2	4	/
	年度ごとの目標値	2.2以下	3.2以下	3以下	2.8以下	3.2以下	/
指標2 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	845	825	778	898	集計中	前年度以下
年度ごとの目標値	/	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	/
指標3 輸入食品のモニタリング検査達成率	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	102	103	105	104	104(速報値)	100
年度ごとの目標値	/	100	100	100	100	100	/
指標4 輸入食品の規格基準等の違反件数	基準値	実績値					目標値
	—	18年	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	935	1530	1150	1559	1376(速報値)	前年度以下
年度ごとの目標値	/	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	/

指標5 ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	7	29	16	21	54	前年度以上
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
指標6 健康食品等に関する健康被害報告数	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	15	30	22	27	16	22(過去5年の報告数の平均)以下
年度ごとの目標値		—	76.2以下	43.6以下	30.2以下	26.6以下	
指標7 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	66.4	57.6	49.7	55.6	37.4	60
年度ごとの目標値		—	—	—	—	60	
【参考】指標8 食品の安全に関する意見交換会の参加者数	実績値						
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
	—	12896	2434	1688	1839	1167	—

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○食中毒統計(指標1関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html</p> <p>○衛生行政報告例(政府統計の窓口)(指標2関係)URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001031469&requestSender=dsearch</p> <p>○輸入食品監視統計(指標4関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/07toukei.pdf</p> <p>○輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果(指標3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h21b.pdf</p> <p>○「いわゆる健康食品」による健康被害事例 URL: http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/jirei/030530-1.html</p> <p>○「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)(指標7関係)URL: http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2011/pdf-honbun.html</p> <p>関連事業の行政事業レビューシート</p> <p>○輸入食品の監視体制強化等事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/325a.pdf</p> <p>○BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/326a.pdf</p> <p>○農薬等ポジティブリスト制度推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/327a.pdf</p> <p>○食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/328a.pdf</p> <p>○食品汚染物質の安全性検証推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/329a.pdf</p> <p>○健康食品の安全性の確保推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/330a.pdf</p> <p>○食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/331a.pdf</p> <p>○輸入食品の検査に必要な事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/574a.pdf</p>
---------	---

担当部局名	食品安全部	作成責任者名	企画情報課長 吉野隆之	報告書作成日	
-------	-------	--------	----------------	--------	--

(注) 施策小目標1関連については、監視安全課長 加地祥文
 施策小目標2関連については、基準審査課長 森口裕
 施策小目標3関連については、基準審査課新開発食品保健
 対策室長 温泉川肇彦

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-4-2))

施策目標名	安全で質が高く災害に強い水道を確保する(政策中目標IV-4-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)水道の運営基盤を強化すること (施策小目標2)安心・快適な給水を確保すること (施策小目標3)安定給水対策・災害対策等の充実を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要です。 水道法(昭和32年法律第177号)及び水道ビジョン(厚生労働省健康局平成16年6月策定(平成20年7月改定))に基づき、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働本省共通費(一部)、(項)水道安全対策費(全部)、(項)水道施設整備費(全部)、(項)国際機関活動推進費(一部)、(項)水道施設整備事業調査諸費(全部)、(項)水道施設災害復旧事業費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	77,175,491	71,068,736	66,661,216	47,100,663	28,444,079	調整中
		補正予算(b)	0	8,448,488	5,600,712	1,838,000	16,000,000	/
		繰越し等(c)	△ 5,905,205	△ 6,018,125	5,303,221	6,366,455	23,256,890	/
		合計(a+b+c)	71,270,286	73,499,099	77,565,149	55,305,118	67,700,969	/
	執行額(千円、d)	71,046,842	68,680,348	63,942,684	53,562,549	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	99.7%	93.4%	82.4%	96.8%	/	/		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 地域水道ビジョン策定状況 <small>(健康局水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する地域水道ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施のため、それ以前の数値は不明))</small>	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	①25年度 ②毎年度
		-	-	-	①30% ②-	①37% ②123%	①46% ②124%	①100% ②前年度以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	指標2 水質基準適合率 <small>(「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)</small>	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	毎年度
		-	99.96%	99.97%	99.97%	集計中	-	100%
	年度ごとの目標値	/	100%	100%	100%	100%	100%	/
	指標3 耐震化計画策定率 <small>(健康局水道課による「水道事業の運営状況に関する調査」(平成22年3月実施)において、基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者等の割合(H21年度分より実施のため、それ以前の数値は不明))</small>	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	①H25年度 ②毎年度
		-	-	-	-	①22% ②-	-	①100% ②前年度以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/

参考・関連資料等	関連法令 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html (事業番号333~343及び557) 地域水道ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html 水道事業における耐震化の状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ynl2.html					
----------	--	--	--	--	--	--

担当部局名	健康局	作成責任者名	水道課長 石飛博之	評価書作成日	平成23年6月23日
-------	-----	--------	-----------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-4-4))

施策目標名	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する(政策中目標Ⅳ-4-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 毒物・劇物の適正な管理を推進すること (施策小目標2) 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること (施策小目標3) 家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活環境で使用されている化学物質について、 ①急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法) ②人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) ③有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律) により、化学物質による人の健康被害を防止することを目標としている。							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)化学物質安全対策費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	710	701	526	656	550	
		補正予算(b)	0	0	0	-107	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	710	701	526	549	550	
	執行額(千円、d)	646	607	466	444			
執行率(%、d/(a+b+c))	91%	87%	89%	81%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	毒物及び劇物取締法違反の改善確認率	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	49.10%	65.80%	78.80%	78.30%	72.90%	前年度
	年度ごとの目標値	—	前年度以上前年度以上前年度以上前年度以上前年度以上					—
	化学物質(96物質)の安全性点検の実施 ※22年度限りの事業	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度までに
		—	40	52	78	86	95	96物質
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	家庭用品試買等試験検査における違反率	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—		0.29	0.43	0.40	0.52	集計中	1.0%以下	
年度ごとの目標値	—	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	—	

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/ 既存化学物質毒性データベース(JECDB) URL: http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp 既存化学物質安全性情報報告物質一覧URL: http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/ListPage.jsp 家庭用品違反率年度別推移(物質別・家庭用品別) URL: http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/jichitai.html
---------	---

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	審査管理課 化学物質安全対策室長 長谷部 和久	報告書作成日	平成23年6月
-------	-------	--------	-------------------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-4-5))

施策目標名	生活衛生の向上・推進を図る(施策中目標Ⅳ-4-5)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること (施策小目標2)建築物衛生の改善及び向上等を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生水準の確保及び振興を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)) ○多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号))							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)生活衛生対策費 <関連税制> ・生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	1,796,561	2,055,645	2,164,566	2,289,064	調整中
		補正予算(b)	-	108,634	904,145	223,000		
		繰越し等(c)	-	0	0	0		
		合計(a+b+c)	-	1,905,195	2,959,790	2,387,566	2,289,064	
	執行額(千円、d)	-	1,722,838	2,751,409	2,356,148			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	90.4	93.0	98.7				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 振興計画の業種別認定率	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	年度ごとの目標値	-	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	前年度以上
指標2 日本政策金融公庫貸付件数	基準値	実績値					目標値	
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	年度ごとの目標値	-	16,020	14,675	14,558	12,501	12,081	前年度以上
指標3 クリーニング師研修受講率	基準値	実績値					目標値	
	-	第3クール (7~9年度)	第4クール (10~12年度)	第5クール (13~15年度)	第6クール (16~18年度)	第7クール (19~21年度)	第8クール (22~24年度)	
	年度ごとの目標値	-	45.8	40.5	34.7	31.2	32.0	第7クールに比し倍増
指標4 建築物環境衛生管理基準への不適合率	基準値	実績値					目標値	
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	年度ごとの目標値	-	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	集計中	前年度以下

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 ○株式会社日本政策金融公庫法 ○クリーニング業法 ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律 <p>関連事業の行政刷新会議事業仕分け施策・事業シート URL:http://www.cao.go.jp/sasshin/data/shiwake/handout/B-42.pdf</p>
---------	--

担当部局名	健康局生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 堀江裕	報告書作成日	平成23年7月14日
-------	----------	--------	------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-5-1))

施策目標名	医療・介護一体改革推進、介護保険の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する(施策中目標 IV-5-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)介護保険制度の適切な運営を図るとともに、医療・介護一体改革の一定の道筋をつけること (施策小目標2)必要な介護サービスの量及び質を確保すること (施策小目標3)認知症高齢者支援対策を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています(平成12年4月に介護保険法施行)。 今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らしの高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要であることから、介護保険法を改正しました(一部を除き平成24年4月施行)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)高齢者日常生活支援等推進費:高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費(一部) (項)介護保険制度運営推進費:介護保険制度の適切な運営等に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	103,817,518	114,644,512	112,311,505	101,487,312	72,953,011	
		補正予算(b)	-14,440,249	-14,915,628	-8,013,272	-9,226,906	0	
		繰越し等(c)	7,527,713	589,523	-5,924,248	7,099,489	3,987,660	
		合計(a+b+c)	96,904,982	100,318,407	98,373,985	99,359,895	76,940,671	
	執行額(千円、d)	65,449,225	76,850,202	82,528,185	86,704,656			
執行率(%、d/(a+b+c))	67.5%	76.6%	83.9%	87.3%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	①第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	①2011/1/24		①介護分野では、二十四時間対応のサービスなど、ひとり暮らしのお年寄りに対する在宅介護を充実させます。				

測定指標	①要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	18.90%	20.40%	19.20%	14.90%	16.30%	前年度に比べ、地域格差を縮小
	年度ごとの目標値	-	-1.5pt	1.2pt	4.3pt	-1.4pt		
	②主要介護給付等適正化事業のうち「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	68.90%	73.50%	集計中	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	106.68%	集計中		
	③介護施設・地域介護拠点の利用者数	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	898千人	945千人	989千人	1,026千人	1,060千人	前年度以上
	年度ごとの目標値	-	105.20%	104.70%	103.70%	103.31%		
	④介護療養病床数	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		-	120千床	109千床	99千床	90千床	83千床	0床
	年度ごとの目標値	-	96千床	72千床	48千床	24千床		
	⑤介護サービス情報の公表事業所数	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	93,530	112,171	215,717	243,458	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	-	119.90%	192.30%	112.90%	集計中		
	⑥認知症サポーター数達成率	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		-	168千人	448千人	928千人	1,662千人	2,463千人	400万人
	年度ごとの目標値	-	4.20%	11.20%	23.20%	41.60%	61.58%	

<p>参考資料の情報</p>	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標①は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による(老健局老人保健課調べ)。達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率。 ・指標②は、介護給付適正化推進運動実施状況 調査結果による。 ・指標③は、平成18年度～22年度介護給付費実態調査月報(4月審査分)による。 ・指標④は、厚生労働大臣官房統計情報部「病院報告」による。H18～H22(10月) ・指標⑤は、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいて、サービス情報の公表を行っている事業所数(老健局振興課調べ)。 ・指標⑥は、厚生労働省「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン 認知症サポーター100万人キャラバンより
----------------	---

担当部局名	老健局	作成責任者名	総務課長 大澤範恭	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	-----	--------	-----------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-5-2))

施策目標名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいづくり及び社会参加を促進する(施策中目標 IV-5-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)効率的な介護予防・健康づくりを推進すること (施策小目標2)高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養等の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています(平成12年4月に介護保険法施行)。 また、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、平成19年度より地域支援事業を実施しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)高齢者日常生活支援等推進費:高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費(一部) (項)介護保険制度運営推進費:介護保険制度の適切な運営等に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	56,975	70,798	71,145	72,908	67,027	—
		補正予算(b)	0	-5,044	-4,100	-5,674	0	—
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	—
		合計(a+b+c)	56,975	65,754	67,045	67,234	67,027	—
	執行額(百万円、d)	46,756	60,973	63,089	64,316	—	—	
執行率(%、d/(a+b+c))	82.1%	92.7%	94.1%	95.7%	—	—		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	①二次予防事業参加者の状態の改善率	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	—	—	42.40%	46.30%	集計中	前年度以上	
	年度ごとの目標値	—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—	

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ ・指標①は、介護予防事業報告による(老健局老人保健課調べ)。
---------	--

担当部局名	老健局	作成責任者名	総務課長 大澤範恭	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	-----	--------	-----------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-6-2))

施策目標名	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る(施策中目標IV-6-2)					
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)年金記録問題の解決に向けた取組を着実に進めること (施策小目標2)公的年金制度の適正な事業運営を図ること					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)において、年金記録問題への対応をはじめとして、提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化等に関する事項に基づき取組を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金(厚生年金保険制度及び国民年金制度)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としています。</p> <p>【根拠法令等】 ○ 日本年金機構法(平成19年法律第109号) ○ 日本年金機構中期目標(期間:平成22年1月1日～平成26年3月31日) 等</p>					
予算書との関係	本施策は、予算書(22年度)の以下の項に対応しています。 (項)業務取扱費 (項)社会保険オンラインシステム費 (項)日本年金機構運営費					
施策の予算額・執行額等 ※繰越額欄(c)は、前年度繰越額を記載	区分		21年度	22年度	23年度	24年度 要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	433,355,886	447,468,343	451,260,040	/
		補正予算(b)	48,672,890	0	1,317,685	/
		繰越し等(c)	27,581,783	7,411,234	26	/
		合計(a+b+c)	509,610,559	454,879,577	452,577,751	/
	執行額(千円、d)		438,707,101	435,389,852	/	/
執行率(%、d/(a+b+c))		86.1%	95.7%	/	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
	・第177通常国会 施政方針演説 ・第177通常国会 大臣所信表明		・平成23年1月24日 ・平成23年2月23日		・年金記録問題の解消に全力を尽くす。 ・年金記録問題に対しては、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ、ねんきんネットの充実等により取組を進める。	

	基準値	実績値		目標値
	-	21年度	22年度	23年度
指標1 年金記録問題の解決に向けた 取組を着実に進めること	-	未解明事案について実態解明を進めるため、日本年金機構による各種サンプル調査等の実施に当たって連携を図るとともに、その結果を基に新たな年金記録回復基準の検討を行いました。	年金記録回復委員会のご審議もいただきながら、平成22年4月に脱退手当金事案に関する新たな年金記録回復基準を策定するとともに、未解明事案について実態解明を進めるため、各種サンプル調査等を実施し、その結果を基に新たな年金記録回復基準の検討を行いました。	未解明事案について実態解明を進めるため、各種サンプル調査等を実施します。
年度ごとの目標値	/	-	未解明事案について実態解明を進めるため、各種サンプル調査等を実施します。	/

	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
<p>指標2 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況</p>	—	日本年金機構が「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業や紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを引き続き実施することにより、解明・統合を進めます。
年度ごとの目標値		—	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めます。	
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
<p>指標3 受給者・加入者の年金記録の確認の状況</p>	—	受給者・加入者の年金記録について、日本年金機構が「ねんきん特別便」等により確認作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	受給者・加入者の年金記録について、日本年金機構が「ねんきん特別便」等により確認作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	・受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行う。 ・未回答者・未送達の方への対応として、「ねんきん定期便」や住民基本台帳ネットワーク等を活用して勧奨・再送付を行います。
年度ごとの目標値		—	受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行います。	
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
<p>指標4 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せの状況</p>	—	日本年金機構が平成22年度中に紙台帳検索システムを構築するための準備作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	突合せ作業は、日本年金機構との連携の下、平成22年10月より中央記録突合せセンターにおいて作業を開始した後、順次拡大し、平成23年1月からは全国29箇所に設置したすべての記録突合せセンターで作業を実施しています。	平成25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い受給者から順次突合せを行うとともに、新規裁定者の突合せについて、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、平成23年秋以降の実施を検討します。
年度ごとの目標値		—	平成22年度中に紙台帳検索システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位をつけた上で効率的に実施し、一期4年で全件照合します。	

	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標5 年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況	—	年金記録の統合状況等に応じて、日本年金機構が再裁定の迅速な処理を行うための体制の整備を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	年金記録の統合状況等に応じて、日本年金機構が再裁定の迅速な処理を行うための体制の整備を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。
年度ごとの目標値	/	—	年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備します。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標6 標準報酬等の遡及訂正事案についての実態説明や記録回復の状況	—	日本年金機構が一定の条件を満たす場合における年金事務所段階での記録回復を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が一定の条件を満たす場合における年金事務所段階での記録回復を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。
年度ごとの目標値	/	—	一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を進めます。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標7 ねんきん定期便や「ねんきんネット」による加入者情報の提供の状況	—	日本年金機構において、「ねんきん定期便」の実施や、自分の年金記録を常に確認可能とする仕組みの構築を進めるに当たって、連携を図りながら、必要な指導等を行いました。	「ねんきん定期便」の送付や「ねんきんネット」のサービスの開始に当たって、日本年金機構と連携を図りながら、必要な指導等を行いました。
年度ごとの目標値	/	—	「ねんきん定期便」を実施するほか、自分の年金記録を常に確認可能とする仕組みを構築します。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標8 厚生年金基金記録との突合せの状況	—	—	日本年金機構に対して、第2次審査の取扱いを通知し、第2次審査を開始するとともに、日本年金機構において、第1次審査及び第2次審査を行うに当たって、厚生年金基金等とも連携を図りながら、必要な
年度ごとの目標値	/	—	—	/
測定指標	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標9 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止の状況	—	—	日本年金機構において、基礎年金番号の重複付番の解消に向けて、年3回(6月、10月、2月)機械的に氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出するに当たって、連携を図りながら、必要な指導等を行いました。
年度ごとの目標値	/	—	—	/

	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標10 国民年金の適用の状況	—	20歳到達者について、日本年金機構が職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	20歳到達者について、日本年金機構が職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。
年度ごとの目標値	/	—	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進します。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標11 厚生年金保険等の適用の状況	—	重点的加入指導等について、日本年金機構が一定の未適用事業所に対して呼出や訪問による指導を実施するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	重点的加入指導等について、日本年金機構が一定の未適用事業所に対して呼出や訪問による指導を実施するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。
年度ごとの目標値	/	—	重点的加入指導等について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準の回復を目指します。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標12 国民年金の納付率の状況	—	日本年金機構が国民年金保険料の未納期間を有する者に対する納付督促等を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が国民年金保険料の未納期間を有する者に対する納付督促等を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。
年度ごとの目標値	/	—	低下傾向に歯止めをかけ、回復させます。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
	指標13 厚生年金保険等の徴収の状況	—	日本年金機構が各事業所に対する口座振替による保険料納付を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が各事業所に対する口座振替による保険料納付を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。
年度ごとの目標値	/	—	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保します。	/

	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
指標14 年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成の状況	—	日本年金機構が、年金請求書を受け付けてから、迅速な年金額の決定や支払に取り組むに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が、年金請求書を受け付けてから、迅速な年金額の決定や支払に取り組むに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、最終年度において当該達成率を90%以上とします。
年度ごとの目標値	/	/	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、最終年度において当該達成率を90%以上とします。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
指標15 年金相談の実施状況	—	日本年金機構が待ち時間短縮のための取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が待ち時間短縮のための取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	待ち時間短縮のための取組を進めます。
年度ごとの目標値	/	—	待ち時間短縮のための取組を進めます。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
指標16 お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況	—	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、日本年金機構が具体的なサービス改善の取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、日本年金機構が具体的なサービス改善の取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進めます。
年度ごとの目標値	/	—	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進めます。	/
	基準値	実績値		目標値
	—	21年度	22年度	23年度
指標17 社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率	—	日本年金機構が電子申請等による届出の普及促進を図るに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が電子申請等による届出の普及促進を図るに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指します。
年度ごとの目標値	/	—	平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指します。	/

参考資料の情報

(参考)
 以下の日本年金機構の取組について、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。

- ・ 指標1:平成22年2月に着手した脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある期間に係るサンプル調査の結果を平成22年7月27日に公表しました。
- ・ 指標2:平成23年3月時点において、「既に統合済みの記録」は、1,563万件まで増加し、「一定の解明がなされた記録」等を除いた「今後、更に解明を進める記録」は、976万件まで減少しました。
- ・ 指標4:5月10日の第25回年金記録回復委員会において、突合せ作業の実施状況及びサンプル調査結果を公表しております。

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて:
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001bpnc-att/2r9852000001bprj.pdf>

- ・ 指標5:年金事務所における再裁定の申出受付から日本年金機構本部への進達までに要する平均処理期間等について、毎週状況報告を行っております。
<http://www.nenkin.go.jp/pension/report.html>
- ・ 指標6:「ねんきん定期便」や「厚生年金加入記録のお知らせ」により標準報酬を確認いただく取組を着実に進めました。
- ・ 指標7:平成23年2月28日から、被保険者や受給者の方いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができる「ねんきんネット」サービスを開始しました。
http://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html
- ・ 指標8:5月10日の第25回年金記録回復委員会において、基金突合の作業の実施状況結果を公表しております。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001bpnc-att/2r9852000001bpcsp.pdf>
- ・ 指標9:氏名などの4項目が一致し、重複付番者として調査の対象とした件数は、平成23年2月時点で3,016人(対前年同期比で342人の減少)となっております。
- ・ 指標10:関連指標としての「住基ネットにより把握し、加入手続を行った20歳到達者の人数」は、平成21年度が124万人、平成22年度が121万人となっております。(日本年金機構の調査等(旧社会保険庁による調査を含む。))によるもの)
- ・ 指標11:関連指標としての「重点的加入指導事業所数」は、平成21年度が3,390事業所、平成22年度が10,556事業所となっております。(日本年金機構の調査等(旧社会保険庁による調査を含む。))によるもの)
- ・ 指標12:関連指標としての「国民年金の現年度納付率」は、平成21年度は60.0%、平成22年度は59.3%となっております。(日本年金機構の調査等(旧社会保険庁による調査を含む。))によるもの)
- ・ 指標13:関連指標としての「口座振替実施率(厚生年金保険)」は、平成21年度は81.2%、平成22年度は81.6%となっております。(日本年金機構の調査等(旧社会保険庁による調査を含む。))によるもの)
- ・ 指標14:関連指標としての「高齢厚生年金(加入状況の再確認を要するもの)の達成率」は、平成21年度が82.5%、平成22年度が89.5%となっております(日本年金機構の調査等(旧社会保険庁による調査を含む。))によるもの。
- ・ 指標15:窓口の混雑状況及び窓口の混雑予測を年金事務所に掲示するとともに、ホームページに掲載。

また、混雑の分散化を図るため、年金事務所の実情に応じて、予約制による年金相談を312事務所で192事務所で実施(平成23年3月末現在)

- ・ 指標16:日本年金機構が、年金事務所及びブロック本部においてお客様の声を収集する仕組みとして、各年金事務所等「ご意見箱」(※)を設置するとともに、「お客様向け文書モニター会議」のモニターの公表等お客様目線の文書改善に向けた取組を改善するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。

※平成22年4月から平成23年3月までに寄せられたご意見等は459件となっております。

- ・ 指標17:関連指標としての「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届」などの主要9手続きにおける電子申請利用率(磁気媒体申請を含む)は、平成21年度が58.8%、平成22年度が60.6%となっております。(日本年金機構の調査等(旧社会保険庁による調査を含む。))によるもの

担当部局名	年金局	作成責任者名	事業企画課長 藤原 禎一	報告書作成日	
-------	-----	--------	--------------	--------	--

(注)指標10~17(15、16を除く)については、事業管理課長 中村 博治

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-6-3))

施策目標名	企業年金等の健全な育成を図る(施策中目標Ⅳ-6-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)企業年金制度等の健全な育成を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度です。少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えています。このため、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度の健全な育成を図っていく必要があります。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等健全育成費 ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費の一部 本施策に関連し、「退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止」を行っています。(～平成26年3月末まで)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	27,192	30,874	24,942	21,806	—
		補正予算(b)	—	0	0	0	—	—
		繰越し等(c)	—	0	0	0	—	—
		合計(a+b+c)	—	27,192	30,874	24,942	21,806	—
	執行額(千円、d)	—	19,564	14,157	14,615	—	—	—
執行率(%、d/(a+b+c))	—	71.9%	45.9%	58.6%	—	—	—	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1 企業年金等の加入者数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	1,248万人	1,329万人	1,419万人	1,517万人	—	1,785万人
	年度ごとの目標値		—	—	—	1,539万人	1,667万人	—
	指標2 制度改善に係る企画立案状況	基準値	実績値					目標値
		—	21年度		22年度			23年度
		—	年金確保支援法案の提出		退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限延長(平成23年度税制改正)			必要な制度改正
	年度ごとの目標値		必要な制度改正		必要な制度改正			—
	【参考】指標3	実績値						
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
確定給付企業年金の加入者数		430万人	506万人	570万人	647万人	727万人	—	
確定拠出年金の加入者数		227万人	280万人	321万人	352万人	384万人	—	
厚生年金基金の加入員数		522万人	478万人	466万人	460万人	451万人	—	
国民年金基金の加入員数		69万人	65万人	61万人	58万人	—	—	
確定給付企業年金の規約件数		1940件	3,099件	5,008件	7,405件	10,067件	—	
企業型確定拠出年金の規約件数	1,866件	2,710件	3,043件	3,301件	3,705件	—		

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 企業年金等の制度概要 URL:http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」(国会提出中)の案文等 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/174.html 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限延長(平成23年度税制改正大綱) URL: http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/20/221216taikou.pdf 確定拠出年金の加入者数及び規約数 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html 厚生年金基金、確定給付企業年金の加入者数(信託協会・生保協会・JA共済連のHP) URL:http://www.ja-kyosai.or.jp/about/press_nendo/2011/20110525/files/20110525.pdf 国民年金基金の加入員数 URL:http://www.npfa.or.jp/jigyo/index.html</p>
---------	---

担当部局名	年金局	作成責任者名	企業年金国民年金 基金課長 渡辺 由美子	報告書作成日	平成23年7月
-------	-----	--------	----------------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-6-4))

施策目標名	企業年金等の適正な運営を図る(施策中目標IV-6-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)企業年金制度等の適正な運営を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【企業年金等の未請求者対策】 企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあわせて高齢期における所得確保を図るための制度です。 事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実かつ適切に行われることが非常に重要です。 しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方(未請求者)が多数存在している状況です。 各企業年金等において未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているところですが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要があります。</p> <p>【国民年金基金における給付費負担金】 国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部(4分の1)を法令に基づき国が負担しています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等適正運営費 ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	-	2,459,937	2,579,054	1,505,821	1,407,515	-
		補正予算(b)	-	0	0	0	0	-
		繰越し等(c)	-	0	0	0	0	-
		合計(a+b+c)	-	2,459,937	2,579,054	1,505,821	1,407,515	-
	執行額(千円、d)		-	2,440,935	2,550,729	1,446,666	-	-
執行率(%、d/(a+b+c))		-	99.2%	98.9%	96.1%	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-		-		-			

測定指標	指標1 受給権者に占める未請求者の割合	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	毎年度
		-	20.8%	21.9%	19.4%	17.5%	-	前年度以下
	年度ごとの目標値		-	20.8%	21.9%	19.4%	17.5%	-
	【参考】指標2	実績値						
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		企業年金連合会における未請求者数	124.1万人	147.1万人	143.3万人	144.8万人	-	-
		厚生年金基金における未請求者数	13.7万人	14.4万人	14.6万人	14.3万人	-	-
		国民年金基金連合会における未請求者数	2,822人	3,062人	2,354人	1,966人	-	-
	国民年金基金における未請求者数	5,318人	4,878人	5,317人	4,835人	-	-	

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 企業年金等の制度概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html 企業年金連合会における未請求者数(平成22年9月30日公表)(企業年金連合会HP) URL: http://www.pfa.or.jp/gaiyo/hokoku/files/press_20100930.pdf 厚生年金基金における未請求者数(平成21年9月1日公表) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000z9ha-img/2r9852000000z9ir.pdf 国民年金基金・国民年金基金連合会の未請求者数(平成22年12月15日公表)(国民年金基金・国民年金基金連合会HP) URL: http://www.npfa.or.jp/shiryou2010.pdf
---------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 渡辺 由美子	報告書作成日	平成23年7月
-------	-----	--------	------------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-7-1))

施策目標名	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。(施策中目標 IV-7-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること (施策小目標2)障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援する。 根拠法令:障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)社会福祉施設整備費 (目)社会福祉施設等施設整備費補助金 (項)障害保健福祉費 (目)障害程度区分認定等事業費補助金 (項)障害保健福祉費 (目)障害者自立支援給付費負担金							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	474,883,324	524,983,191	539,475,870	600,458,906	663,461,285	/
		補正予算(b)	5,053,340	△ 18,981,590	0	0	0	/
		繰越し等(c)	12,524,670	4,005,181	4,713,411	2,593,793	3,575,269	/
		合計(a+b+c)	492,461,334	510,006,782	544,189,281	603,052,699	667,036,554	/
	執行額(千円、d)	426,644,770	466,252,117	532,568,696	594,882,690	/	/	
	執行率(%、d/(a+b+c))	86.6%	91.4%	97.9%	98.6%	/	/	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	①福祉施設入所者の地域生活への移行者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	0.9万人	1.4万人	1.9万人	2.4万人	2.1万人以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	②一般就労への年間移行者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	3.1千人	3.4千人	集計中	集計中	1万人以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	③グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	3.7万人	4.2万人	4.8万人	5.6万人	6.3万人	8.3万人
	年度ごとの目標値	/	-	4.5万人	5.3万人	5.9万人	6.8万人	/
	④就労継続支援B型等の平均工賃月額	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	12,222円	12,600円	12,587円	12,695円	集計中	H18年度の2倍以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	⑤就労移行支援の利用者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	6.2万人日分	19.1万人日分	29.8万人日分	36.5万人日分	集計中	60.9万人日分以上
	年度ごとの目標値	/	-	29.2万人日分	41.5万人日分	39.8万人日分	47.4万人日分	/
	⑥就労継続支援の利用者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	19.4万人日分	80.9万人日分	103.1万人日分	159万人日分	集計中	207.1万人日分以上
	年度ごとの目標値	/	-	83.1万人日分	137.7万人日分	152.7万人日分	193.8万人日分	/

参考資料の情報

担当部局名

障害保健福祉部

作成責任者名

中島 誠 企画課長

報告書作成日

平成23年6月30日

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-8-1))

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行う(施策中目標IV-8-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと (施策小目標2)戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	昭和27年より、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、公務死亡又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金(一時金を含む)並びにその遺族に対する遺族年金(一時金を含む)、遺族給与金又は弔慰金の支給を行っているほか、昭和38年より、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して国として特別の慰藉、弔慰のための支給を行っています。 昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、後世代にその労苦を知る機会を提供することを目的として平成11年3月に開設された施設です。 しょうけい館は、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその妻が体験した戦中・戦後の労苦を後世代に伝えることを目的として平成18年3月に開設された施設です。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)遺族及留守家族等援護費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	45,958,325	42,275,443	37,292,538	32,991,682	28,754,086	—
		補正予算(b)	-15653	-11794	-7826	-7065	0	
		繰越し等(c)	62204	-121920	3711	89672	77333	
		合計(a+b+c)	46,004,876	42,141,729	37,288,423	33,074,289	28,831,419	
	執行額(千円、d)	42,837,676	40,082,282	35,511,894	31,266,841			
執行率(%、d/(a+b+c))	93%	95%	95%	95%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合 (社会・援護局援護課調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	-	69.5%	69.9%	77.9%	88.2%(※)	前年度以上
		年度ごとの目標値		-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標2 昭和館の入館者数(人) (昭和館調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	272,215	315,724	279,151	266,579	265,092	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標3 しょうけい館の入館者数(人) (しょうけい館調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	101,599	103,312	136,714	114,514	133,556	前年度以上
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		

参考資料の情報	(※)当該指標は、評価対象年度に受理したもののうち、受理後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合としており、平成22年度の数値については、平成22年度に受け付けた請求のうち、評価可能なもの(平成22年12月までに受付を行ったもの)により算出しています。年度を通しての数値については、平成23年10月を目途に取りまとめ予定です。 関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html 「戦傷病者及び戦没者遺族への援護」について URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido03/ 昭和館HP URL: http://www.showakan.go.jp/ しょうけい館HP URL: http://www.shokeikan.go.jp/						
---------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護課長 峯村芳樹	報告書作成日	平成23年7月
※施策小目標2については、援護企画課長 黒川弘樹					

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-8-2))

施策目標名	戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する(施策中目標IV-8-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)戦没者の遺骨の帰還及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと (施策小目標2)旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨の帰還等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行います。 ・厚生労働省設置法(平成11年法律第97号) ・「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件」(昭和27年10月23日閣議了解) ・衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議(昭和27年6月16日)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)戦没者慰霊事業費(全部)							
施策の予算額・執行額 等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	972,071	973,383	1,039,483	1,402,206	2,233,658	—
		補正予算(b)	0	-345	0	638,364	0	
		繰越し等(c)	2,708	0	0	-632,064	632,064	
		合計(a+b+c)	974,779	973,038	1,039,483	1,408,506	2,865,722	
	執行額(千円、d)	939,497	952,133	1,005,537	1,184,278			
執行率(%、d/(a+b+c))	96%	98%	97%	84%				
施策に関する内閣の 重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	平成23年1月24日		硫黄島遺骨帰還の特命チームは、四年前に硫黄島を訪問して以来、温めてきた構想でした。国内であるにもかかわらず、硫黄島には今も一万三千柱もの御遺骨が収容されずに眠っています。その御帰還は国の責務として進めなければなりません。特命チームが米国で大量の資料を調べ、御遺族や関係者の御協力をいただいた結果、新たな集団埋葬地を見付けることができました。				

測定指標	指標1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」、「やや満足した」と答える者の割合 (社会・援護局援護企画課外事室調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	—	91%	90%以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	90%以上	
	指標2 遺骨収容数 (社会・援護局援護企画課外事室調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	640	760	2,038	8,965	8,097	検討中
	年度ごとの目標値		過去5年間の平均収容数以上	過去5年間の平均収容数以上	過去5年間の平均収容数以上	過去5年間の平均収容数以上	過去5年間の平均収容数以上	
	指標3 慰霊巡拝の実施数 (社会・援護局援護企画課外事室調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	10	12	14	12	14	過去5年間の平均実施数以上
	年度ごとの目標値		過去5年間の平均実施数以上	過去5年間の平均実施数以上	過去5年間の平均実施数以上	過去5年間の平均実施数以上	過去5年間の平均実施数以上	
	指標4 慰霊碑の維持管理等実施数 (社会・援護局援護企画課外事室調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	21	23	24	25	26	過去5年間の平均実施数以上
	年度ごとの目標値		過去5年間の平均実施数以上	過去5年間の平均実施数以上	過去5年間の平均実施数以上	過去5年間の平均実施数以上	過去5年間の平均実施数以上	

	【参考】遺骨帰還事業の実施数 (回)	実績値						
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
		—	26	27	23	44	51	—
	【参考】慰霊巡拝参加遺族数(人)	実績値						
—		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—	
—		345	366	352	327	441	—	

参考資料の情報	<p>戦没者慰霊事業の実施 URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido01/ 硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム URL:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ioutou/ 関連事業の行政事業レビューシート URL:http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/459a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/460a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/461a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/462a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/463a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/464a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/465a.pdf</p>					
---------	---	--	--	--	--	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護企画課外事室長 梅原一豊	報告書作成日	平成23年7月
-------	--------	--------	-------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-8-3))

施策目標名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する(施策中目標IV-8-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	中国残留邦人等の永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行います。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)中国残留邦人等支援事業費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,790,802	1,960,609	1,965,498	2,088,384	1,870,836	-
		補正予算(b)	25,368,406	0	183,819	0	0	/
		繰越し等(c)	0	6,052,447	0	-195,108	195,108	/
		合計(a+b+c)	27,159,208	8,013,056	2,149,317	1,893,276	2,065,944	/
執行額(千円、d)		20,973,864	7,715,251	2,020,676	1,699,360	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))		77%	96%	94%	90%	/	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数/中国残留邦人等が居住する自治体数)(%) (社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	81.5	92.5	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	前年度以上	前年度以上	/
	支援給付実地監査実施割合(支援給付実地監査実施数/支援給付実地監査対象自治体数)(%) (社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	-	18.5	31	25
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	25%	25%	/
	支援・相談員等の配置割合(配置自治体数/支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)(%) (社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	90.8	94.9	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	前年度以上	前年度以上	/
	【参考】中国残留邦人等の帰国世帯数(世帯)	実績値						
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		-	30	22	28	22	18	-
【参考】自立指導員の派遣回数(回)	実績値							
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-	
	-	4,847	7,063	3,646	3,178	集計中	-	
【参考】中国帰国者自立研修センター通所者数(人)	実績値							
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-	
	-	863	408	354	131	集計中	-	
【参考】中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)	実績値							
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-	
	-	4,955	19,219	28,609	29,306	集計中	-	

参考資料の情報	関連法令 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) (右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 中国残留邦人等への援護 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido02/ 中国残留邦人等実態調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101029-01.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/421a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/466a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/467a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/468a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/469a.pdf						
---------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護企画課 中国孤児等対策室長 井上秀美	報告書作成日	平成23年7月
-------	--------	--------	----------------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-8-4))

施策目標名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達する(施策中目標IV-8-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること (施策小目標2)旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び関連規程に基づき、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料を適切に整備保管するものです。 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)により、恩給を請求する者は厚生労働省を経由して総務省人事・恩給局に恩給請求関係書類を提出することとされており、請求書類の経由庁として迅速かつ適切に処理を行うものです。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)恩給進達等実施費:恩給推達及び人事資料の保管等に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独自の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	245,292	247,276	290,201	360,127	306,478	—
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	245,292	247,276	290,201	360,127	306,478	
	執行額(千円、d)	216,281	233,084	286,236	350,115			
執行率(%、d/(a+b+c))	88%	94%	99%	97%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等約750万枚のうちデータベース化したものの割合(%) (社会・援護局業務課調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	10.3	21.4	32.2	50.3	70.0	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	50	70	
	指標2 ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のうちデータベース化したものの割合(%) (社会・援護局業務課調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	50.0	100.0	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	50	100	
	指標3 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(%) (社会・援護局業務課調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	67.0	80.0	100.0	100.0	100.0	100
		年度ごとの目標値	100	100	100	100	100	
	指標4 旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合(%) (社会・援護局業務課調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	99.5	100.0	100.0	前年度以上
		年度ごとの目標値	—	—	—	前年度以上	前年度以上	

参考資料の情報	公文書等の管理に関する法律 URL: http://law.e-gov.go.jp/announce/H21H0066.html 恩給給与細則 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28F03101000067.html 人事関係等資料整備事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/472a.pdf 旧軍人遺族等恩給進達事務事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/474a.pdf
---------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-9-1))

施策目標名	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る(施策中目標IV-9-1)						
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	人口減少社会を迎え、将来的な労働力人口の減少が見込まれる一方、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれています。そのため、質の高い介護人材を安定的に確保することが重要な課題となっています。 このような観点から、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、その定着を図るため、就学資金貸付事業を実施しています。この事業は、社会福祉士及び介護福祉士養成施設等の学生に対し、在学期間中、修学資金の貸付を行い、卒業後に5年間介護等の業務に従事すれば返還を免除するもので、都道府県が実施主体となっています。						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (一部) (大事項)地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況(千円)						
	当初予算(a)	18,000,000	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	
	補正予算(b)	0	31,300,000	111,353,880	0	25,676,553	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	18,000,000	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553	
執行額(千円、d)	16,042,000	49,505,000	131,519,000	23,195,278			
執行率(%、d/(a+b+c))	89.1%	97.5%	99.4%	96.6%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	/		/		/		

測定指標	指標1 介護福祉士就業者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			357,909	414,149	476,246	536,574	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 社会福祉士就業者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		20,481	22,534	24,308	24,224	集計中	前年度以上	
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		

参考資料の情報	関連法令(下記検索サイトから検索できます) (通知)介護福祉士等修学資金の貸付について(平成5年5月31日厚生省社援発164号) (通知)介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について(平成5年5月31日社援施第69号) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/
---------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課長 定塚 由美子	報告書作成日	平成23年6月27日
-------	--------	--------	---------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-9-2))

施策目標名	災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する(施策中目標IV-9-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)災害に際し応急的な支援を実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)災害救助法等に必要な経費(一部) 「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	201,500	201,500	201,500	201,500	201,500	
		補正予算(b)	8,264,296	109,987	242,934	0	50,329,752	
		繰越し等(c)	0	0	0	30,200,010	362,584,031	
		合計(a+b+c)	8,465,796	311,487	444,434	30,401,510	413,115,283	
	執行額(千円、d)	6,981,866	292,470	407,494	30,401,509			
執行率(%、d/(a+b+c))	82.47%	93.89%	91.69%	100.00%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	年月日			関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	100	100	100	100
	年度ごとの目標値		-	-	100.0%	100.0%	100.0%	
	指標2 被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	-	-	-	-	-	集計中	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

参考資料の情報	関連法令:災害救助法(昭和22年法律第118号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENT&S&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1573
---------	---

担当部局名	社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室	作成責任者名	社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室長 中井川 誠	報告書作成日	平成23年7月14日
-------	-------------------------	--------	-----------------------------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(V-2-1))

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策中目標V-2-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)未手続事業の解消を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあり、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要があります。</p> <p>そのため、労働保険の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の適正把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)業務取扱費:労働保険適用徴収業務に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,503,541	1,476,597	1,386,344	1,227,025	1,446,774	精査中
		補正予算(b)	-	-	-	-	-	/
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	/
		合計(a+b+c)	1,503,541	1,476,597	1,386,344	1,227,025	1,446,774	/
	執行額(千円、d)		-	-	-	-	-	/
執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	-	-	/	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-		-		-			

測定指標	指標1 労働保険料収納率	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	97.92	97.64	97.56	96.99	97.47 (4月末暫定値)	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	/
	指標2 未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-		41,383	41,463	37,297	44,022	29,486 (暫定値)	前年度以上	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度以上	/	

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44HO084.html 労働保険適用徴収状況等の概況 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html 省内事業仕分け URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html
---------	--

担当部局名	労働基準局労災補償部	作成責任者名	労働保険徴収課長 美濃芳郎	報告書作成日	
-------	------------	--------	---------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(VI-3-1))

施策目標名	国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する(施策中目標VI-3-1)																																																			
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1) 国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業等に対して協力すること</p> <p>(施策小目標2) 世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること</p> <p>(施策小目標3) 経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること</p>																																																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【アジア太平洋地域技能就業能力計画】 アジア太平洋地域技能就業能力計画に対して、拠出金の拠出を行うことにより、本計画の設立目的である「アジア太平洋地域における職業訓練に関する専門的知識、経験、資材・施設等を相互に活用した職業訓練分野での技術協力を推進することによって、これら諸国の職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発を促進すること」を達成します。(厚生労働省設置法第4条第109号)</p> <p>【世界保健機関等拠出金事業】 世界保健機関(WHO)や国際合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的としています。(世界保健機関憲章第57条(WHO)、国際連合経済社会理事会決議1994/24第12条(UNAIDS))</p> <p>【経済協力開発機構拠出金事業】 経済協力開発機構による世界経済の主要国の雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な研究・分析を通じて、日本の雇用労働・社会保障政策等の改善を図ることを目的としています。(OECD予算規則第20条第1項)</p>																																																			
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項) 国際機関活動推進費: 経済協力に係る国際分担金等の支払に必要な経費(全部) 国際分担金等の支払に必要な経費(一部)</p>																																																			
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">予算の状況 (千円)</td> <td style="text-align: center;">当初予算(a)</td> <td style="text-align: right;">1,699,240</td> <td style="text-align: right;">1,819,999</td> <td style="text-align: right;">2,016,885</td> <td style="text-align: right;">1,567,358</td> <td style="text-align: right;">1,777,840</td> <td style="text-align: center;">精査中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正予算(b)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰越し等(c)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計(a+b+c)</td> <td style="text-align: right;">1,699,240</td> <td style="text-align: right;">1,819,999</td> <td style="text-align: right;">2,016,885</td> <td style="text-align: right;">1,567,358</td> <td style="text-align: right;">1,777,840</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行額(千円、d)</td> <td style="text-align: right;">1,699,239</td> <td style="text-align: right;">1,672,568</td> <td style="text-align: right;">2,016,885</td> <td style="text-align: right;">1,567,358</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">92%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table>	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,699,240	1,819,999	2,016,885	1,567,358	1,777,840	精査中	補正予算(b)	0	0	0	0	0	/	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/	合計(a+b+c)	1,699,240	1,819,999	2,016,885	1,567,358	1,777,840	/	執行額(千円、d)		1,699,239	1,672,568	2,016,885	1,567,358	/	/	執行率(%、d/(a+b+c))		100%	92%	100%	100%	/	/							
		予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,699,240	1,819,999	2,016,885	1,567,358	1,777,840	精査中																																											
			補正予算(b)	0	0	0	0	0	/																																											
			繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/																																											
	合計(a+b+c)		1,699,240	1,819,999	2,016,885	1,567,358	1,777,840	/																																												
執行額(千円、d)		1,699,239	1,672,568	2,016,885	1,567,358	/	/																																													
執行率(%、d/(a+b+c))		100%	92%	100%	100%	/	/																																													
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)																																															
	-		-		-																																															

測定指標	指標1 アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	85%	100%	88%	100%	集計中	80%
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	指標2 主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手順が設置された国の数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	139カ国	141カ国	165カ国
		年度ごとの目標値	—	—	—	135カ国	—	—
	指標3 国連共同エイズ計画(UNAIDS)による支援を受け、エイズ治療とケアサービスを拡大した国の数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	71カ国	78カ国	—
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	指標4 OECD事業実施報告における厚生労働省が拠出した事業の質に対する各国評価平均	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	3.59	4.00	4.02	平成23年実施予定	平成23年実施予定	3.00
		年度ごとの目標値	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	—

参考資料の情報	○指標1について ・アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)ワークショップの参加者の所属機関(各国能力開発行政機関)による評価結果(ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか) ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/558a.pdf
	○指標2について ・WHOの2008-2009計画予算及び性能評価報告書等 ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/552a.pdf
	○指標3について ・UNAIDS活動モニタリング報告書2010 ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/552a.pdf
	○指標4について、 ・OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting) OECD加盟国がOECDの事業の「質」(Quality)を1～5の5段階で評価した調査報告。2年おきに実施され、平成21年及び平成22年分は、平成23年に実施する予定。 ・OECDの事業年(暦年)と当省予算年度の関係:OECDの事業に対しては、その前年度の当省予算から拠出(OECDの平成22年(暦年)事業については、当省平成21年度予算から拠出)。 ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/554a.pdf

担当部局名	大臣官房国際課	作成責任者名	国際課長 麻田千穂子	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	---------	--------	------------	--------	------------

(注)「アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)」については、職業能力開発局海外協力課長 福澤 義行

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅵ-3-2))

施策目標名	二国間等の国際協力を推進する(施策中目標Ⅵ-3-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○諸外国の保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助(ODA)大綱および国連ミレニアム開発目標(MDGs)でも主要目標の一つに取り上げられています。また、1996年に開催されたりヨンスミットにて日本が提唱した「世界福祉構想」を受け、東アジアを中心とする地域協力を推進すべく、1997年より2002年まで東アジア社会保障担当大臣閣僚会合を開催し、社会保障分野における協力関係を図ってきました。その実績を踏まえ、日本の経験を伝えることを通じて国際社会に貢献する観点から、特にASEAN地域に焦点を当て、社会福祉および保健医療の分野における緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、本事業を実施しています。 ○2004年から開催されている、ASEAN+3(日・中・韓)保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を支える事業として位置付けられています。</p> <p>【技能実習制度推進事業】 ○研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、改正された「出入国管理及び難民認定法」が平成22年7月1日から施行されています。これに伴って、技能実習制度推進事業を円滑かつ適正に実施することを目的として、平成22年1月に技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日厚生労働大臣公示)を改正しました。 ○技能実習制度推進事業運営基本方針に基づいて、推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出により、技能実習生の実態を把握するとともに、監理団体及び実習実施機関に対し、雇用管理の改善、労働条件及び安全・健康の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行っています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)国際協力費:国際協力の推進に必要な経費(一部) (項)若年者等職業能力開発支援費:若年者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	426,086	587,749	551,166	450,294	417,537	精査中
		補正予算(b)	0	-534	-635	-1,807	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	426,086	587,215	550,531	448,487	417,537	/
	執行額(千円、d)	422,295	532,962	519,421	442,897	/	/	/
	執行率(%、d/(a+b+c))	99%	91%	94%	99%	/	/	
施策に 関係する 内閣の 重要政策 (施政方針 演説等の うち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】第174回国会における内閣総理大臣所信表明演説(菅総理)	平成22年6月11日		【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】急速な成長を続けるアジアの多くの地域における少子化・高齢化等の課題を解決するモデルを、世界に先駆けて提示することでアジア市場の新たな需要に応える旨を表明。				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	アンケート評価の平均値	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合	-	-	4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中	4.6/5点中	4.6/5点中
	年度ごとの目標値	/	-	-	4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中	/
	指標2	基準値	実績値					目標値
	技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	93%	94%	91%	88%	92%	75%
	年度ごとの目標値	/	95%	95%	95%	90%	90%	/
	【参考】指標3	実績値						
	技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数(実績/達成水準)	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	-	6,318件/6,000件	8,139件/8,000件	11,170件/10,000件	10,953件/10,500件	11,504件/11,879件	-	

<p>参考資料の情報</p>	<p>○指標1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府開発援助(ODA)大綱 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/pdfs/taiko.pdf ・国連ミレニアム開発目標(MDGs) URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html ・リヨンサミット(1996年6月27~29日開催) URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/lyon/index.html ・世界福祉構想 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusho/04_hakusho/ODA2004/html/chu/hc02054.htm ・厚生労働分野における新成長戦略 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000077m9.html ・ハイレベル会合結果概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/ ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/559a.pdf <p>○指標2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26SE319.html ・技能実習制度推進事業運営基本方針 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K100416M0010.pdf ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/946a.pdf
----------------	---

担当部局名	大臣官房国際課	作成責任者名	国際課長 麻田千穂子	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	---------	--------	------------	--------	------------

(注)「技能実習制度推進事業」については、職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長 森戸 和美

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%b4%90%f5%8f%7%82%cc%97%5c%96%68&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10HO114&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p> <p>予防接種法 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%5c%96%68%90%da%8e%ed&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S23HO068&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p>
---------	--

担当部局名	健康局	作成責任者名	結核感染症課長 亀井美登里	報告書作成日	
-------	-----	--------	------------------	--------	--

(注)肝炎対策関連については、健康局疾病対策課肝炎対策推進室長 神ノ田昌博

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-5))

施策目標名	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること。(施策中目標IV-3-5)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)国家買い上げ及び備蓄を実施すること (施策小目標2)ワクチンの需給安定化を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	希少疾病ワクチン・抗毒素は、極めて市場性に乏しいものであるため、国民の保健衛生上の観点及び緊急治療用として国が買い上げを行い(国家買上)、一定量の備蓄を行い(国家備蓄)、都道府県からの申請に基づく需要量を供給しています。							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)重要医薬品供給確保対策費:重要医薬品の供給確保に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	44,067	47,351	58,748	58,843	58,843	
		補正予算(b)	-	-	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	-	
		合計(a+b+c)	44,067	47,351	58,748	58,843	58,843	
	執行額(千円、d)	42,058	44,705	57,744	58,275			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.4%	94.4%	98.3%	99.0%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	希少疾病ワクチン・抗毒素の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合(単位:%) (100%以上/毎年度)	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		年度ごとの目標値	-	100%	100%	100%	100%	100%
	指標2	基準値	実績値					目標値
	インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合(単位:%)	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	134.1%	113.0%	110.0%	-	118.7%	100.0%
		年度ごとの目標値	-	100%	100%	100%	-	100%
	【指標1参考統計】	実績値						
	希少疾病ワクチン・抗毒素等の購入計画に占める実際の購入量の割合(%)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
100%		100%	100%	100%	100%	100%	-	
【指標2参考統計】	実績値							
インフルエンザワクチン需要検討会開催(年1回/毎年度)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	1	1	1	1	-	1	-	

参考資料の情報	<p>※指標2の平成21年度は、ワクチン製造業者は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンを製造する必要があったことから、通常のインフルエンザワクチンの供給は前年度実績の約8割程度となる見込みであり、当初から供給量が決まっていたため、需要予測を実施しなかった。また、指標2参考統計の平成21年度においても、同様の理由から当初から供給量が決まっていたため、本検討会を開催しなかった。</p> <p>インフルエンザワクチン需要検討会会議資料 URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#iyaku</p>						
---------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 三宅智	報告書作成日	平成23年6月〇日
-------	-------	--------	------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(VI-3-6))

施策目標名	電子政府実現に向けて基盤を整備する(施策中目標 VI-3-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)全体最適をめざした業務・システム最適化を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)において、各府省は「共通システムの見直し方針」(2004(平成16年)3月25日 行政情報システム関係課長連絡会議了承)(以下、「共通見直し方針」という。)に基づき、府省内ネットワークの最適化計画を策定し、見直しを進めることとされた。 当省においては、上記方針に基づき、「厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画(2005年(平成17年)5月27日厚生労働省行政情報化推進会議決定)を策定し、事業を推進しているところです。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働本省共通費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	139,314	165,069	132,454	134,623	491,467	/
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	139,314	165,069	132,454	134,623	491,467	/
	執行額(千円、d)	118,125	153,339	116,154	83,303	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	84.8%	92.9%	87.7%	61.9%	/	/		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 削減経費(ネットワークの統合) (単位:千円)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	-	-	-	-	-	909,700
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	指標2 削減経費(中核的LANシステムの更改) (単位:千円)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	22,800	22,800	22,800	▲ 206,805	▲ 283,349	22,800
	年度ごとの目標値	/	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	/
	指標3 削減業務処理時間 (単位:時間)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250
	年度ごとの目標値	/	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	/

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます)</p> <p>○「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定後、平成16年6月14日一部改定)</p> <p>http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf(IT戦略本部ホームページ)</p>
---------	--

担当部局名	大臣官房統計情報部企画情報企画室	作成責任者名	松原徳和室長	報告書作成日
-------	------------------	--------	--------	--------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅵ-3-7))

施策目標名	医療を始めとする社会保障分野の情報化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する(施策中目標 Ⅵ-3-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)医療のIT化を推進すること (施策小目標2)医療を始めとする社会保障分野全体の情報化・標準化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○IT新改革戦略(平成18年1月:IT戦略本部) ○デジタル新時代に向けた新たな戦略～三ヶ年緊急プラン～(平成21年4月:IT戦略本部) ○i-japan戦略2015(平成21年7月:IT戦略本部) ○重点計画2008(平成20年8月:IT戦略本部) ○医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン(平成19年3月:厚生労働省) ○「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成13年12月:厚生労働省) ○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月:IT戦略本部) ○「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月:IT戦略本部) ○「社会保障・税に関わる番号制度 中間とりまとめ」(平成22年6月:社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会) ○「社会保障・税に関わる番号制度 中間整理」(平成22年12月:政府・与党社会保障改革検討本部) ○「社会保障・税に関わる番号制度 基本方針」(平成23年1月:政府・与党社会保障改革検討本部) ○「社会保障・税番号要綱」(平成23年4月:社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会) ○「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月:政府・与党社会保障改革検討本部)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療情報化等推進費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円) 「小目標 1」	当初予算(a)	369,443	274,326	274,190	700,100	337,106	
		補正予算(b)	0	381,207	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	-299,196	299,196	0	0	
		合計(a+b+c)	369,443	356,337	573,386	700,100	337,106	
	執行額(千円、d)		310,213	255,282	423,573	598,552		
	執行率(%、d/(a+b+c))		84	72	74	85		
	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円) 「小目標 2」	当初予算(a)	-	-	-	-	331,227	
		補正予算(b)	-	-	-	-	0	
		繰越し等(c)	-	-	-	-	0	
		合計(a+b+c)	-	-	-	-	331,227	
執行額(千円、d)		-	-	-	-			
執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	-			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		-	-	-	31.7%	-	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	【参考】指標2	実績値						
	統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率(一般病院400床以上)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		72.9%	-	-	82.4%	-	-	-
【参考】指標3	実績値							
地域診療情報連携推進費補助実績数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-	
	-	6	9	13	5	24	-	

参考資料の情報	○医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部) http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_tststatCode=000001030908
---------	--

担当部局名	医政局	作成責任者名	医療技術情報推進室 長 福原康之	報告書作成日	
-------	-----	--------	---------------------	--------	--

(注) 施策小目標2については政策統括官付社会保障担当参事官室
情報連携基盤推進室長 須田俊孝